

～未来を築く～
ふるさと東大阪応援寄附金

東 大 阪 市

目 次

東大阪市の特色	1
寄附金の活用	2
お申し込み方法	4
ふるさと東大阪応援寄附金の優遇税制について	6
ワンストップ特例申請書の注意点について	7

東大阪市の特色

東大阪市は、商都・大阪市の東に隣接し、古都・奈良との間に位置する面積 61.81 平方キロメートル、人口約 51 万人の都市です。生駒山の豊かな緑を背景に、活力ある中小企業や若い人々を育む大学が集積する個性ある都市を形成しています。

有史以前からの河内の歴史と文化に育まれてきたまちで、地場産業を基盤にバイタリティあふれる「モノづくりのまち」、そして憧れの花園ラグビー場がある「ラグビーのまち」として知られています。

生駒山のふもとから河内平野に広がる東大阪市の歴史は、今から数万年前、旧石器時代に始まり、そのころの市域の大部分は海で、生駒山麓部を中心に市内には古墳や史跡などたくさんの遺跡が点在します。奈良時代には、河内平野の北部は大阪湾からの入り江が生駒山麓まで達し、日下の江と呼ばれて万葉集にもうたわれています。

今日のまちの姿は、宝永元年（1704 年）にそれまでたびたび氾濫を繰り返していた大和川の流路を今米の中甚兵衛らによって付け替えたことに始まります。広い旧川床や沼沢地は大坂の豪商、鴻池善右衛門らによって新田開発され、河内木綿として著名な綿の栽培が盛んに行われ、山麓地帯では水車動力を利用した地場産業が発達しました。

昭和 10 年代には地場産業の発展を基盤としつつ、機械・金属工業が立地し始め、今の東大阪地域における製造業集積の素地が形づくられました。「モノづくりのまち」としては、多数の中小企業が集中する日本有数の産業集積地で、市内には 6,000 を超える製造業が操業し、出荷額は 1 兆円を超え、業種も機械・金属加工をはじめ、プラスチック・印刷等々といった基盤技術に幅広い厚みをもつもので、多様な製品分野に関連する技術集積拠点として、日本の産業を支える地域のひとつといっても過言ではありません。

また、昭和 4 年に東洋初のラグビー専用競技場として花園ラグビー場が建設され、全国高校ラグビー大会や国際試合が行われるなどラグビーの聖地として知られており、市はこの「ラグビー」がもつ「たくましさ・力強さ」「連帯性・団結力」「友情・すがすがしさ」をまちづくりのキーワードとして、「ラグビーのまち」を推進し各種事業に取り組んでいます。

さらに作家であり、名誉市民でもある司馬遼太郎氏の自宅と庭伝いで一体化された司馬遼太郎記念館が平成 13 年にオープン。平成 19 年には、同じく芥川賞作家の田辺聖子文学館がオープンし、全国から多くの来館者が訪れる文化情報発信拠点となっています。

未来を築く魅力あるまちづくりを！

将来都市像として、市民との協働によって、都市の個性を活かし、豊かであたたかい福祉環境づくりと効率的で活力ある行財政運営などに努めることによって、安全で快適に住み、元気に働き、生涯にわたって学び、憩い、楽しむことができる世界に開かれた夢と活力あふれる元気都市の創造をめざしています。

「東大阪市を応援したい」という思いをお持ちの多くの皆様からのご寄附を基金に積み立て、次のような施策に活用させていただきます。

ラグビーのまち東大阪の推進に (ラグビーのまち東大阪基金)

本寄附金を通じ、皆様からご協力いただいた結果、平成27年3月2日にラグビーワールドカップ2019の開催会場として『東大阪市花園ラグビー場』が決定しました。

今後は、ラグビーワールドカップ2019花園開催に向け、大会準備に係る費用や花園ラグビー場の整備費用等が必要になってきます。本寄附金の趣旨をご理解いただき、引き続き、皆様からのご協力よろしくお願い申し上げます。

また、全国高校ラグビーフットボール大会の支援やラグビーの普及・育成など『ラグビーのまち東大阪』の推進にも取り組んで参りますので、あわせてご協力よろしくお願い申し上げます。

主な事業例

- ・全国高校ラグビーフットボール大会を全面支援
- ・ラグビーワールドカップ2019花園開催の運営等
- ・東大阪市花園ラグビー場の整備等
- ・ラグビーの普及・育成等



“ラグビーのまち東大阪の推進”（ラグビーのまち東大阪基金）以外にも寄附金を募集しております。

下記の施策をご覧ください。

□子どもの安全対策及び地域とともに子どもを育成するまちづくりを推進する施策（愛はぐくむ子どもスクラム基金）

主な事業例

- ・小中学校、幼稚園、保育所などにAED（自動体外式除細動器）を配備
- ・小学校、幼稚園、保育所に防犯機器を配備
- ・子育て世帯への支援のための地域交流イベントを開催

□東大阪市域にはぐくまれた歴史、伝統、文化、産業等を生かした独創的、個性的なまちづくり事業を推進する施策（ふるさと創生基金）

主な事業例

- ・東大阪市内を活動拠点とした団体に、地域まちづくり活動助成金を交付
- ・凧づくり講習会の実施

□高齢者及び障害者の福祉の向上を目的とする地域福祉事業を推進する施策（地域福祉基金）

主な事業例

- ・福祉のまちづくりのために鉄道駅舎にエレベーターの整備等

□地球環境への負荷の低減、地域環境の改善その他の豊かな環境を創造する事業を推進する施策（豊かな環境創造基金）

主な事業例

- ・公共的施設の環境に配慮した設備の整備
- ・環境教育経費、環境啓発経費等

○ F A X ・ 郵 送 ・ 電 子 メール で 申 込 み す る 場 合

(担当) 財務部財政課 【TEL】 06-4309-3124 【FAX】 06-4309-3820

〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1番1号

【E-mail】 zaisei@city.higashiosaka.lg.jp

【HTTP】 <http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/>

① 寄附申込書により、ふるさと納税の申込を行ってください。

東大阪市役所のホームページより「寄附申込書」をダウンロードして頂き、必要事項を記入の上、財政課まで F A X ・ 郵 送 ・ 電 子 メール の い ず れ か の 方 法 に よ り お 申 込 み いた だ く か、財政課までご連絡いただきましたら「寄附申込書」を送付いたします。

② 受付後、東大阪市から納付書を送付します。

③ 納付書により指定金融機関等で寄附金を納付してください。

※指定銀行(納付書の裏面に記載)以外で納付される場合は、振込手数料がかかります。

(寄附金納付の際には必ず、『領収証書』をお受け取りください。確定申告をされる方は、この領収証書が、申告時に必要となります。領収証書の再発行はできませんので、大切に保管してください。万一紛失等の場合は、上記担当までご連絡ください。)

④ 指定金融機関等より寄附金が東大阪市に送金されます。

⑤ 最寄りの税務署で確定申告をしてください。(ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方は、確定申告は不要です。)

⑥ 寄附した年の所得税が還付または控除されます。

⑦ 寄附した年の翌年度の住民税の税額が控除されます。

★★確定申告を行われない場合は、税の控除を受けることができません。ふるさと納税における税額控除を受けられる場合は、必ず、確定申告を行っていただきますようお願いいたします。

<ふるさと納税ワンストップ特例制度をご利用される方へ>

上記の手続きに併せまして、次の手続きをお願いいたします。

① 寄附申込をされる際に、「ワンストップ特例申請書」の提出をお願いします。

申請書に必要事項をご記入いただき、上記担当宛に郵送していただきますようお願いいたします。(押印が必要となりますので、メール、F A X での申込はできませんので、ご注意ください。)

なお、申請書の送付は、ふるさと納税納付後でも可能ですが、可能な限り、寄附申込の際に、併せてお申込みいただきますようお願いいたします。

② 「ワンストップ特例申請書」の記載した内容に変更があった場合(住所等が変更となった場合は、必ず、「特例申請変更届」を提出してください。(変更がない方は、提出は不要です。)

>>ふるさと納税ワンストップ特例制度をご利用される方につきましては、後述のワンストップ特例申請にあたっての注意事項のページを必ずご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

○来庁して申込みをする場合

(担当) 税務部税制課【TEL】06-4309-3131

〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1番1号

確定申告をされる方

- ① 税制課（総合庁舎3階）の窓口で「寄附申込書」に記入していただきます。
- ② 納付書を発行いたします。
- ③ 納付書により総合庁舎1階の指定銀行で納付してください。
- ④ 指定金融機関等より寄附金が東大阪市に送金されます。
- ⑤ 最寄りの税務署で確定申告（納付書の控等を使用）をしてください。
- ⑥ 寄附した年の所得税が還付または控除されます。
- ⑦ 寄附した年の翌年度の住民税の税額が控除されます。

ふるさと納税ワンストップ特例を利用される方

- ① 税制課（総合庁舎3階）の窓口で「寄附申込書」と「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」に記入していただきます。
- ② 納付書を発行いたします。
- ③ 納付書により総合庁舎1階の指定銀行で納付してください。
- ④ 指定金融機関等より寄附金が東大阪市に送金されます。
- ⑤ 東大阪市より寄附金額等の情報を、寄附者の住所地の市町村へ送付いたします。
- ⑥ 寄附した年の翌年度の住民税の税額が控除されます（所得税控除相当分も含む）。

ご注意

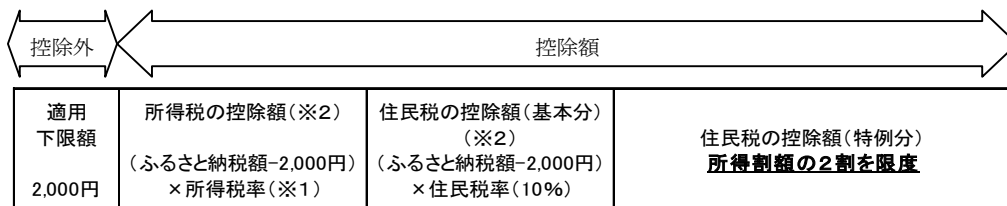
東大阪市ではお電話で振込先をお伝えすることはございません。
ふるさと東大阪応援寄附金をかたった寄附の強要や詐欺行為などには充分ご注意ください。

ふるさと東大阪応援
寄附金の優遇税制について

ふるさと納税制度では、ふるさと納税（寄附）額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要です（原則）。

控除のイメージ



※1 年収により 0%～45%の間で変動する。なお、平成 25 年から平成 49 年については、復興特別所得税を加算した率とする。

※2 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の 40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額等の 30%が限度。

なお、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。（平成 27 年度 4 月 1 日以後に行われるふるさと納税について適用）

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、所得税における控除相当額は翌年の個人住民税から控除されます。

ワンストップ特例による税控除手続を選択できるのは、お勤め先で年末調整を行う給与所得者の方など、ふるさと納税に伴う寄付金控除の申告がなければ確定申告も市・府民税の申告も必要がないと見込まれる方に限られます。

したがって、次のような方は特例の対象とはなりませんので、原則どおり、確定申告等による控除手続が必要となります。

- ・個人で事業を行う方や給与収入が 2 千万円以上の方、給与収入以外に収入がある方など確定申告が義務付けられている方
- ・医療費控除や雑損控除など寄付金控除以外にも確定申告等をする必要がある方
- ・国や社会福祉法人への寄附など地方団体以外への寄附についても寄付金控除の適用を受ける予定の方

- ・平成27年1月から3月の間に行ったふるさと納税について、寄附金控除を受けるために確定申告等を行う方
- ・6以上の地方団体に寄附する方 など

ワンストップ特例申請にあたっての注意事項

・確定申告又は市・府民税の申告が行われた場合は、ワンストップ特例の申請がすべてなかったものとみなされます。

⇒特例申請後に確定申告等が必要となった場合は、ふるさと納税に伴う寄附金控除も含めた内容により、申告を行う必要があります。なお、この場合、すでに行っていた特例申請の取下げは不要です。

・ワンストップ特例が適用されるのは、平成27年4月1日以後に行うふるさと納税からです。

⇒平成27年3月31日までに行ったふるさと納税についても税控除を受けるためには、原則どおり確定申告が必要です。

・ワンストップ特例が適用されるのは、特例申請を行う寄附先の自治体が5団体までの場合に限られます。

⇒6団体以上の特例申請がなされた場合は、特例申請がなかったものとみなされるため、全てのふるさと納税について確定申告が必要となります。

・特例申請後に住所、氏名等が変更となる場合は、特例申請書を提出した寄附先の自治体へ「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。

⇒変更届出書の提出を行わなかった場合、その寄附の特例申請がなかったものとみなされます。